

採石法運用要領

第1章 総 則

1 目 的

この要領は、採石法（昭和25年法律第291号）に基づく採石業者の登録、岩石採取計画の認可その他の事務の取扱いに関し、主要事項を整理し、その適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

2 用 語

この要領において使用する用語は、次の例による。

- ア 法とは、「採石法」をいう。
- イ 施行令とは、「採石法施行令（昭和46年政令第279号）」をいう。
- ウ 規則とは、「採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）」をいう。
- エ 指導基準書とは、「採石技術指導基準書（平成15年版）」をいう。
- オ 条例とは、「茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）」をいう。
- カ 連絡協議会とは、「茨城県地下資源等連絡協議会」をいう。
- キ 登録業者とは、本県において法第32条による登録を受けた採石業者をいう。
- ク 認可業者とは、登録業者であって法第33条による認可を受けた者をいう。

3 採石業の定義

採石業とは、法第2条に掲げる岩石を採取する事業をいう（法第32条）。

4 事務取扱機関

法の施行に係る事務は、産業戦略部技術振興局技術革新課（以下「技術革新課」という。）において行う。

5 取扱事務

この要領は、次の事務について取扱う。

- ① 法第32条の規定による登録に関すること。
- ② 法第32条の13の規定による採石業務管理者試験の受付、実施及び規則第8条の10に規定する合格証の交付に関すること。
- ③ 法第33条の規定による認可に関すること。

6 様 式

- (1) 採石業者の登録、岩石採取計画の認可申請等の手続きに係る諸様式については、規則で定められたもののほかは、この要領において定める。
- (2) この要領には規則で定められた様式を再掲載するが、その様式の番号はこの要領独自に付するもので、様式上部に「様式第○号（規則第○条）」と表示する。
- (3) 各種様式の用紙の大きさは、特に定めのない限り日本工業規格A4とする。

第2章 採石業者の登録

7 登録

(1) 登録先

茨城県内で岩石採取を行おうとする者は、法第32条の規定により茨城県知事（以下「知事」という。）の登録を受けなければならない。

(2) 登録の申請（登録申請手数料…条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

登録を受けようとする者は、法第32条の2の規定により「採石業者登録申請書」（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

(3) 登録の通知

知事は、法第32条の3の規定により採石業者登録名簿（以下「登録簿」という。）に登録したときは、同条第2項の規定により申請者に対し「採石業登録通知書」（様式第2号）により遅滞なく通知する。

また、法第32条の4第1項に規定する拒否要件に該当するため登録を拒否した場合には、同条第2項の規定によりその旨「採石業の登録拒否について」（様式第3号）により申請者に通知する。

8 登録の変更等

(1) 採石業承継届

法第32条の6第1項の規定により登録業者の地位を承継した者は、同条第2項の規定により遅滞なく規則第8条の3第1項の規定に定める「採石業承継届書」を同条第2項に定める書面を添付して提出しなければならない。

(2) 登録事項変更届

① 登録業者は法第32条の2第1項各号に掲げる登録事項に変更があったときは、法第32条の7第1項の規定により登録事項変更届書（様式第4号）に別表2に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

② 変更内容が採石業務管理者の解任又は選任のときは、登録簿にその旨記載する。

9 採石業の廃止等

(1) 採石業廃止届

登録業者は事業を廃止したときは、法第32条の8の規定により採石業廃止届書（様式第5号）を提出し、その際、登録通知書も併せて返納しなければならない。

(2) 登録の取消処分等

登録業者に対し、法第32条の10の規定により登録の取り消し又は事業の停止の処分をしようとするときは、法第34条の4の規定により、事前に県報等により公告した上で公開による聴聞を行い、本人に通知（様式第6号）する。聴聞に係る手続きは、同条の規定によるほかは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び茨城県聴聞規則（平成6年規則第82号）の定めによる。

(3) 登録の消除

登録業者が登録の効力を失ったときは、直ちに登録簿から消除する。

10 採石業務管理者試験等

(1) 試験（試験手数料…条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

採石業務管理者試験の日程等については、知事の定める方法により公告する。

試験を受けようとする者は、願書（様式第7号）に写真を添付して、技術革新課へ申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

(2) 合格証の交付

① 知事は、(1)の試験合格者に対し規則第8条の10に定める合格証を交付する。

② 当該合格証を紛失・汚損し、再交付を受けようとする者は、再交付申請書（様式第8号）に写真を添付して申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

- (1) 岩石採取計画認可申請（認可申請手数料…条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

法第33条の3の規定により認可を受けようとする者は、「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき申請書（様式第9号）を作成し、必要書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

- (2) 申請書の処理期間

認可申請がなされたときの処理については、行政手続法、行政手続法施行令（平成6年政令第265号）及び茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号。以下「行政手続条例」という。）によるほか、特に次の点に留意して処理する。

認可申請書が提出先に到達した日（申請書が物理的に到達した日をいい、受付印の押印等当該機関が受領した旨の意思表示をした日ではない。）から認可等の処分を行うまでの期間（以下「標準処理期間」という。）を60日としたので、この期間内に申請内容の審査、その他必要な手続を行い、迅速に認可又は不認可の処分を行う。

なお、標準処理期間には次の期間は含まれない。

- ① 茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日
- ② 申請の形式上の不備の是正を求める補正に要する期間。
- ③ 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を訂正するために必要とする期間。ただし、当該訂正が申請の審査等に影響する場合は、訂正があった日を認可申請書が到達した日とみなす。
- ④ 審査のために必要な資料等を求めてから提出されるまでの期間。

- (3) 申請書の補正

提出された認可申請書については、特に次の事項を確認し、不備、不明な点があれば補正等の指導を行う。

- ① 「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」による添付書類（採石災害防止保証書については、「茨城県採石災害防止保証制度要綱」を参照のこと。）、関係図面等が整備されているか。
- ② 採取計画予定地における岩石の採取に係る行為に関し他の法令による許可、認可その他の処分を受けることが必要なものについては、当該処分と申請地が一致しているか。
- ③ 岩石採取を行うことについての申請者と土地所有者との契約書又は同意書の内容において、採取計画に照らし、その所在地、契約期間、条件等が適正であるか。
- ④ 申請採取数量が設備能力、搬出入道路等に照合して、妥当なものであるか。
- ⑤ 採取予定地は、申請者の事務所が十分に採取上の監督を行い得る範囲内にあるか。
- ⑥ 採取計画が、「採掘基準」（別表3）及び「指導基準書」に合致したものとなっているか。

- (4) 申請書の審査基準

認可申請審査にあたっては、次の事項に留意して審査しなければならない。

- ① 採取計画が法第33条の4の認可基準に適合しているか。
- ② 採取計画の内容が「採掘基準」（別表3）及び「指導基準書」に適合しているか、さらに現地の状況から災害防止上適当であるか。

(5) 他法令との連絡調整

採取計画の認可にあたって、他の法令の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするものについては、規則第8条の15第2項第8号によりこれらの処分が先行するので、相互に連絡調整を十分に行うとともに、申請人又は関係人に対し各法令の処分を受けるよう要請指導を行う。

連絡調整は、原則として連絡協議会（茨城県地下資源等連絡協議会要項を参照のこと。）において行うものとするが、同協議会提案以前にも可能な限り行うこと。

なお、採石法の認可期日と他の法令の許可、認可その他の処分期日は原則として同一にする。

(6) 関係機関への意見照会

採取計画の認可又は変更認可をするにあたっては、法第33条の6に基づき岩石採取場の所在する市町村長へ意見を照会（様式第10号）するほか、当該市町村を管轄する土木（工事）事務所長に対しても意見を照会（様式第12号）する。

市町村長等の意見は、法の趣旨に照らし尊重し、必要に応じ認可の条件等にするものとする。

(7) 現地調査

認可申請書の審査にあたっては、現地調査を岩石採取計画現地調査表（様式第14号）に基づき行うものとし、必要に応じ関係市町村、また他法令の関連ある時には関係部課等の協力を求める。

(8) 連絡協議会への提案

① 前各号の事項につき審査を完了したときは、その処分に先立ち速やかに「連絡協議会」に提案し、相互に意見調整を行う。

② 認可を受けようとする者は、採取予定地に係る他法令の適用の有無の審査確認を認可申請に先立ち希望する場合は、「連絡協議会」に様式第15号に必要事項を記入し、「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」5-(2)添付図書2及び3を添付し申請することができる。

(9) 認可手続き等

① 認可内定

採取計画の認可にあたっては、認可に先立って申請者に対し内定（様式第16号）の通知を行う。

内定を受けた申請者は、採取予定地内に第三者が立ち入ることのないよう、防護柵、危険標示を設置し、設置後速やかに報告（様式第17号）しなければならない。

ただし、当該採取が継続して行われる場合で、(7)の現地調査の際にこれらの措置について確認済のときは、認可内定を省略することができる。

② 認可の条件等

ア 採取計画が法第33条の4の規定に抵触せず、他法令との調整が完了したときは、速やかに認可する。

その際、法第33条の7の規定により認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度の条件を付することができる。

イ 認可指令書（様式第18号）により認可し、直ちに岩石採取計画認可台帳（様式第19号）により整理する。

なお、条件以外の通知、指示事項等があるときは、認可通知書に記載する。

③ 認可できないものに対する措置

審査の結果認可できない場合は、その理由を付し申請人にあて通知（様式第20号）する。

④ 関係機関への通報

認可、不認可の処分をしたときは、法第33条の6の規定により関係市町村長に対してその旨通報（様式第11号）するとともに、市町村長に対する処置に準じて当該市町村を管轄する土木（工事）事務所長及び警察署長に対しその旨通報（様式第13号）する。

12 採取計画の変更認可等

- (1) 変更認可申請（変更認可申請手数料…条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

認可業者は、法第33条の5第1項の規定により、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、認可申請書の添付書類のうち当該変更により記載内容の変更を必要とする書類を添付の上、採取計画変更認可申請書（様式第9号の2）を提出しなければならない。ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、事前に採取計画変更届書（様式第9号の3）を提出しなければならない。

また、当該申請にあたっては受取希望申請書（様式第31号）を併せて提出しなければならない。

- (2) 氏名等の変更届

認可業者は、氏名又は名称、住所等に変更があったときは、法第33条の5第4項の規定により氏名等変更届書（様式第21号）を提出しなければならない。

13 緑化等による跡地措置

- (1) 認可業者は、当該採取を終了するにあたり、原則として周辺植生にあった緑化を行い、認可申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ① 採取終了時の全体緑化計画図
- ② 採取期間中の緑化計画図

なお、緑化にあたっては、緑化可能な区域から順次行わなければならない。

- (2) 認可業者は、前項の計画に基づく緑化以外の具体的な跡地利用計画がある場合には、認可申請時または変更認可申請時に次の書類を添付しなければならない。なお、計画の策定にあたっては、新たな災害が発生することのないよう、環境条件を考慮して計画しなければならない。

- ① 跡地利用計画の内容が判断できる設計図及び平面図、縦横断面図等
- ② 跡地利用に係る土地使用の権限を有する書面
- ③ 跡地利用に係る他の行政庁の許認可等を証する書面
- ④ 跡地利用計画に係る隣接地権者等の同意書

- (3) 採掘終了時の措置については、採掘終了後の災害を防止するため、保全区域の土留工事、残壁修景、危険箇所の防護柵設置、植栽等の跡地措置を十分行った上で、岩石採取休止・廃止事前確認届書（様式第27号）並びに岩石採取休止・廃止届書（様式第28号）（第4章の(11)参照）を提出しなければならない。

岩石採取休止・廃止届書を受け取った認可権者は関係市町村長、採取場所を管轄する警察署長及び土木事務所長または工事事務所長等に対し当該届出書を受理した旨通知するとともにその写しを送付する。

14 採取計画に関する適用除外

法第34条の8第1項に基づく採取計画の適用除外については、施行令第1条の規定により取り扱うが、施行令第1条第2号にある「主として人力…」の解釈については、次により判断する。

- (1) 火薬類については、黒色火薬であって1ヶ月の消費量が25kg未満の場合。
- (2) ハンドハンマー（削孔機、削岩機等）は、「主として人力…」の範囲を認めるものとし、附帯設備（空気圧縮機）であって原動機の定格出力が7.5kW未満のものを使用している場合。

なお、同一採取場における原動機の定格出力の合計も7.5kW未満とする。

(3) 上記各号に該当するものであっても採取場の地形、その他周囲の状況を考慮し、災害発生の恐れのない場合に限る。

また、法34条の8第1項に該当することとなる者には、「岩石採取届」（様式9号の4（正本、副本各通））を提出させ、該当市町村長あて副本を添付して通報するものとする。

第4章 監 督 指 導

15 監 督

(1) 監督処分

技術革新課は、岩石採取により災害の発生の恐れがあると判断した場合は、当該認可業者等に対し、次の命令等を行うことができる。

関係条文	処 分	要 件 等	内 容
法第33条の9	変更命令 (様式第22号)	ア 事情変更により採取計画が認可基準に抵触することとなったとき、またはそのおそれがあるとき イ 緊急性は高くはない	採取計画の変更認可を申請する
法第33条の13	緊急措置命令等 (第1項) (様式第23号)	災害防止のため緊急の必要がある場合であって変更命令では間に合わない場合	災害防止に必要な措置を講じるか、又は岩石の採取を停止する
	法違反措置命令 (第2項) (様式第24号)	ア 無登録業者又は無認可業者若しくは遵守義務違反業者に対するもの イ 緊急性の有無は関係なし	災害防止に必要な措置を講じる
法第33条の12	認可の取消等 (様式第25号)	認可の条件違反者、遵守義務違反者、上記の命令違反者、不正の手段により認可を受けた者に対するもの	認可の取消、6ヶ月以内の期間を定めた岩石採取の停止

(2) 認可の失効

認可業者が、当該認可に係る岩石採取場において採取を廃止したとき又は法第32条の10第1項の規定により登録を取り消されたときは、法第33条の1の規定により当該廃止した岩石採取場に係る認可又は登録の取り消された者に係る認可はその効力を失う。

(3) 認可の取消等

認可業者に対し、法第33条の12の規定によりその認可の取消又は岩石採取の停止の処分をしようとするときは、法第34条の4の規定により事前に公開による聴聞を行った上で、本人に通知（様式第25号）する。

(4) 標識の掲示

認可業者は、岩石採取場の所在地、区域を明確にし、災害の防止と災害防止に対する従事者の意識の高揚を図るため、岩石採取場の見やすい場所に規則第8条の19に規定する事項を記載した標識を掲げなければならない。

(5) 譲渡した堆積物等の管理

認可業者は、法第33条の16の規定により、当該認可に係る廃土石の堆積したものを、これを譲渡し又は放棄した後であっても、所有権の帰属如何を問わず災害防止の見地から当該認可に係る採取計画に従って災害防止に関する措置を講じなければならない。

(6) 鉱業権者との協議

採石業を行う土地の区域と鉱区が重複する場合は、採石業者と鉱業権者が事業の実施について協議できる旨が法第34条第1項に規定されているが、もし協議することができず、又は協議が整わないときは、同条第2項の規定により関東経済産業局長に決定の申請をするように指導する。

(7) 帳簿の備付け

① 採石業者は、災害防止の見地から岩石採取場の状態を十分に把握するため、法第34条の2の規定により帳簿（様式第26号）を備え、規則第9条の2第2項に定める事項を記載しなければならない。

② 帳簿の保存期間については、規則第9条の2第1項の規定により記載の日から2年間である。

(8) 報告徴収及び検査

法第42条の規定により、知事はこの法律の施行に必要な限度において採石業者から必要な報告を徴し、又はその職員に岩石採取場若しくは、事務所に立ち入り、業務状況等について検査させることができる。

(9) 立入検査

立入検査は、「砂利採取法及び採石法に基づく立入検査の留意事項について」に従い行うこと。

(10) 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令

認可業者が岩石の採取を廃止したときは、法第33条の17の規定により廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行ったことによって生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

なお、岩石の採取を廃止した日とは、法第33条の10に基づく廃止届を受理した日とするが、廃止届が提出されていない場合は、認可満了日とする。

(11) 休止・廃止届

認可業者は、当該採取場における岩石採取を休止又は廃止しようとするときは、災害防止措置等が適切に行われたことを証する写真・図書等を添付の上岩石採取休止・廃止事前確認届書（様式第27号）を提出しなければならない。

なお、採取場の廃止状況が当該認可計画と異なる場合は、図面を修正の上添付しなければならない。

技術革新課は、岩石採取休止・廃止事前確認届書の提出があった場合は、現地調査を行い、災害が発生する恐れのないことを確認する。

認可業者は、技術革新課の現地調査による確認を受けたときは、法第33条の10の規定により、岩石採取休止・廃止届書（様式第28号）を提出しなければならない。

第5章 他行政機関との関係

16 市町村長からの要請

要 請 者	要 請 事 項	要請先	知事の執るべき事項
市町村長（岩石採取場所在市町村長及びその隣接市町村長） （法第33条の14）	岩石の採取に伴う災害が発生する恐れがあると認めるとき、必要な措置を講ずるべきこと （災害が発生する恐れについては、具体的な事実を記載させること）	茨城県知事	調査を行い、必要に応じて行政指導、採取計画認可申請書の補正の要求（行政手続法第7条）、認可採取計画の変更命令（法第33条の9）、緊急措置命令（法第33条の13）、採取計画の不認可（法第33条の4）、採取計画の認可の取消（法第33条の12）等必要な措置を講ずる。

17 関係機関への通報

通報者	通 報 事 項	通 報 先
茨城県知事	ア 他の都道府県知事の登録を受けた採石業者が法第33条の規定に違反していると認めたとき イ 法第33条の12の規定による認可の取消をしたとき又は、法第32条の10第1項の規定による処分をした場合において、当該処分に係る採石業者の岩石採取場が他の都道府県にまたがるとき	ア 登録がある都道府県知事 イ 当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事

第6章 聴 聞

18 聴 聞

法第32条の10第1項又は法第33条の12の規定により処分をするときには、法第34条の4の規定により公開による聴聞を行わなければならない。

実施にあたっては、行政手続法第15条から第28条まで、規則第14条から第22条まで、行政手続条例第15条から第26条まで、茨城県聴聞規則（平成6年茨城県規則第82号）、行政手続法及び行政手続法施行令並びに茨城県聴聞規則の施行について（平成6年9月30日付け人第718号総務部長通知）の規定によること。

第7章 報 告

19 業務状況報告

採石業者は、毎年3月末日までに、規則第11条の規定により岩石採取場ごとの採石事業の業務状況（前年1月～12月）について、関東経済産業局長に報告しなければならない。

20 事故・災害報告

- (1) 採石業者は、岩石の採取に伴う事故・災害等が発生したときは、速やかにその旨を事故・災害発生報告書（様式第30号）により技術革新課へ報告しなければならない。
岩石採取に伴う事故・災害等とは、採石場内で発生した事故、残壁や堆積場の崩落、土地の陥没、亀裂、汚濁水や廃土石の場外流出、地震や台風等の自然災害による被害等をいう。
- (2) 技術革新課は、岩石の採取に伴う事故・災害等が発生したとの情報を入手したときは、現地調査等により、原因の究明に努めるとともに必要な措置を講ずる。

附 則

- 1 この要領は、昭和60年5月1日から施行する。
- 2 この要領中第3章8の規定については、この要領施行後の採取計画の認可申請について適用し、施行前の採取計画の認可申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成9年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成15年8月19日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に岩石採取計画の認可申請を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に採石業の登録の申請書、採石業務管理者の合格証再交付申請書、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書を受理された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に登録事項変更届、岩石採取計画の認可申請書又は変更認可申請書、岩石採取

休止・廃止届書を受理された者については、なお従前の例による。

(別表1)

採石業者登録申請に必要な書類

採石業の登録に係る申請については、下記の書類を1部提出すること。

必 要 な 書 類 等		様 式	備 考
①	採石業登録申請書	第1号	茨城県収入証紙を貼付すること
②	誓約書	第1号の1	登録申請者用
③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用
④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3	
⑤	雇用の事実を示す書類		次のいずれか一つ（写）を添付すること ・源泉徴収票 ・雇用契約書 ・労災保険掛金台帳 ・従業員のための保険証書 ・その他雇用事実を客観的に証明するもの
⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)
⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者 全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、 健康保険証の写し等（採石業務管理者は住 民票）)
⑧	登記事項証明書		

注) 1 個人の場合：①～⑦（ただし、登録申請者＝採石業務管理者の場合は⑤不要）

2 法人の場合：①～⑧（ただし、採石業務管理者＝役員の場合は⑤不要）

(別表2)

登録事項変更届に必要な書類

採石業の登録に係る登録事項変更届については、下記の書類を正本1部、副本1部提出すること。

必 要 な 書 類 等		様 式	備 考
①	登録事項変更届	第4号	
②	誓約書	第1号の1	登録申請者用
③	誓約書	第1号の2	採石業務管理者用
④	採石業務管理者に関する証明書	第1号の3	
⑤	雇用の事実を示す書		次のいずれか一つ（写）を添付すること ・源泉徴収票 ・雇用契約書 ・労災保険掛金台帳 ・従業員のための保険証書 ・その他雇用事実を客観的に証明するもの
⑥	採石業務管理者試験合格証		合格証の原本(登録後返戻)
⑦	生年月日、性別を証する書類		個人事業主の場合は本人と採石業務管理者全員分 法人の場合は役員と採石業務管理者全員分 (例：住民票（原本：個人番号のないもの）、健康保険証の写し等（採石業務管理者は住民票）)
⑧	登記事項証明書		

注) 1 個人の場合の採石業務管理者変更：①、③～⑦（ただし、登録申請者＝新しい採石業務管理者の場合は⑤不要）

2 法人の場合の採石業務管理者変更：①、③～⑦（ただし、新しい採石業務管理者＝役員の場合は②・⑧必要、⑤不要）

3 法人の場合の代表者変更：①、②、⑧

4 法人の場合の役員変更：①、②、⑧（ただし、役員の退任のみの場合は②は不要）

(別表3)

採 掘 基 準

1 採掘中

	平均傾斜（度）	掘削面傾斜（度）	小段の高さ（m）	小段の幅（m）
砕石用原石	60以下	75以下	15以下	15以上
石材用原石	70以下	90以下	20以下 (1回の切断は 5m以下)	10以上
風 化 岩 石	35以下	45以下	5以下	10以上

※ 風化岩石の採掘箇所の総垂直高さは、原則として50m以下とするが、災害の防止に支障がないと認められる場合はこの限りでない。

2 採掘終了後

	平均傾斜（度）	掘削面傾斜（度）	小段の高さ（m）	小段の幅（m）
砕石用原石	60以下	75以下	20以下	2以上
石材用原石	70以下	90以下	20以下	2以上
風 化 岩 石	35以下	45以下	5以下	2以上

3 堀下がり採掘

- (1) 採掘は、階段採掘法とし、採掘中、採掘終了後の小段の高さの基準は1・2のとおりとする。
- (2) 採掘の深さは、次によること。
 - ① 周辺の平坦地から原則として20m以内とする。ただし、事前に近接の河床の高さ、周辺の地下水位、地質等を調査し、周辺の河川、地下水等に影響を与えず、跡地埋め戻し計画等に支障がないと知事が認めた場合はこの限りでない。
 - ② 堀下がり採掘箇所の底部に沈澱池を設置する場合は、最小限の容量のものとし、深さは5m以内であること。
- (3) 堀下がり採掘箇所と隣接地との保全距離は、原則として10m以上とすること。
- (4) 採取場の周囲には、転落事故、廃棄物の不法投棄等を防止するため、通常の採取場よりも堅固な防護柵を設置すること。
- (5) 採取場の出入口には、作業時間以外に人が立ち入れないよう施錠可能な門扉を設置すること。
- (6) 堀下がり採掘跡地は、関係法令等に違反しない適正な埋め戻し材を持って埋め戻すこと。ただし、跡地利用計画上やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- (7) 堀下がり採掘跡地を建設発生土及び浚渫土により埋め戻す場合は、「岩石採取場における堀下がり跡地の埋め戻し基準」（別表4）を適用すること。

(別表4)

岩石採取場における堀下がり採取跡地の埋め戻し基準

岩石採取場における堀下がり採取跡地の埋め戻しについては、場内で発生した表土や廃土・廃石等により埋め戻しを行うことを原則としている。しかし、表土や廃土・廃石等が不足する場合に、場外から建設発生土及び浚渫土を搬入して埋め戻す事例が生じている。

この様な状況に鑑み、採石法運用要領（別表3）採掘基準3（6）に示されている「適正な埋め戻し材をもって埋め戻すこと。」に関し下記のとおり定めたので、今後、この取扱いについて十分留意し、その運用に遺憾のないよう願います。

記

1. 目 的

この基準は、採石場における堀下がり採取跡地において、場外から土砂等を搬入して埋め戻す場合における管理及び技術基準等必要な事項を定めることにより、災害の防止及び地域住民の安全、安心の確保を図ることを目的とする。

2. 場外から土砂等を搬入して埋め戻しを行う場合の安全基準

(1) 埋め戻し土砂等の種類

- ① 埋め戻し土砂等は、県内の他採石場で発生した表土や廃土・廃石または原則として茨城県内で発生した建設発生土とする。

建設発生土により埋め戻す場合は、次の要件に適合するものでなければならない。

- ア 第3種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものでコーン指数が400以上）以上の土砂とする。

※ コーン指数：所定の方法でモールドに締固めた試料に対し、ポータブルコーンペネトロメーターで測定したコーン指数。

イ 土壌中に有害物質を含まないこと。

ウ 産業廃棄物混合土を含まないこと。

エ 特殊施設跡地等の土砂を含まないこと。

※ 特殊施設跡地等：工場、研究所、ガソリンスタンド、病院等の跡地は過去に重金属、有機化合物、薬品等の漏出等により、土壌が汚染されている可能性があるので受入れできない。

- ② 浚渫土により埋め戻しを行う場合は、上記要件に加え次の要件に適合するものでなければならない。

ア 水道法水質基準の塩素イオンに関する水質基準値以下であること。

(2) 建設発生土等の安全基準

- ① コーン指数については、「締固めた土のコーン指数試験」をもって確認すること。

- ② 有害物質に係る安全基準は、土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定基準を準用することとする。

但し、砒素及びその化合物、及び銅については、環境基本法第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準を準用することとする。

なお埋め戻し土砂等に係る地質分析結果証明書、国・県等の公共工事にあつては地質分析結果

証明書または土砂等発生元証明書をもって安全基準に適合しているか否かを確認すること。

- ③ 前項の地質分析結果証明書等は、採取場埋め戻し計画書に添付しなければならない。

さらに、埋め戻しが完了した場合は、地質分析結果証明書を完了届出書に添付しなければならない。

- ④ (財)茨城県建設技術管理センターと協定を締結し、建設発生土を受け入れる場合は、地質分析結果証明書等を要しない。

(3) 建設発生土等の調査の方法

① 発生場所での分析

国・県等の公共工事から発生する建設発生土を除き、分析のための試料の採取は、原則として技術革新課の立ち会いのもと、次により行うものとする。

ア 土砂等の発生の場所を、3,000平方メートル以内の区域に等分して行なうこと。

イ 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点と当該境界との midpoint の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

② 埋め立て区域での分析

ア 次の表の左欄に掲げる埋め立て区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行なうこと。

イ 土壌の調査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5mから10mまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点と当該境界との midpoint の4地点）の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

ウ 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

1ha未満	2	6ha以上7ha未満	8
1ha以上2ha未満	3	7ha以上8ha未満	9
2ha以上3ha未満	4	8ha以上9ha未満	10
3ha以上4ha未満	5	9ha以上10ha未満	11
4ha以上5ha未満	6	10ha以上	12
5ha以上6ha未満	7		

3. 埋め戻し工事の管理基準

- (1) 採石業務管理者は、特に次の事項を遵守し、適切に埋め戻し工事の管理を行わなければならない。

① 土壌等の汚染及び災害が発生した場合に、原因を調査し、場外撤去等対策を行うこと。

② 埋め戻し土砂等が安全基準に適合していることの確認及びその記録を行うこと。

③ 認可外の埋め戻し土砂等の搬入、混入を防止すること。

- (2) 採石業務管理者は、次の事項を遵守し、適切に埋め戻し土砂等の搬入作業を行わなければならない。
- ① 埋め戻し土砂等の搬入車輛を特定すること。
 - ② 車輛搬入口にて通行車輛証等による特定車輛の確認や埋め戻し土砂等の目視検査を行うこと。
 - ③ 埋め戻し土砂等に関する一日毎の搬入実績（会社名、車輛台数、総土量）を記録し、帳票等書類を保管すること。
 - ④ 搬入に伴う道路の汚損防止を図り、周辺住環境の保持に努めること。
 - ⑤ 周辺住民から疑義の申し入れがあったときは、すみやかに場内の立ち入りを認め、立ち会うこと。

4. 認可権者の監督指導

認可権者は、立入検査等によって搬入した埋め戻し土砂等に不審な点を発見した時は、土砂等の土質検査の実施、撤去等を命令することができる。

5. 申請手続き等

- (1) 手続き
採取場内において場外から搬入した建設発生土等を使用し埋め戻しを行う場合は、採石法に基づく岩石採取認可又は変更認可手続きに関係書類を添付するとともに、各種届出を行わなければならない。
- (2) 申請書類等
 - ① 建設発生土等による埋め戻しを行う場合は、岩石採取場埋め戻し計画書（様式1）を認可申請書に添付すること。
なお、採取計画認可後において建設発生土等により埋め戻す場合は、変更認可申請を行い、岩石採取場埋め戻し計画書を添付すること。
 - ② 認可後、実際に埋め戻し土砂等の搬入を開始する場合には、事前に開始届出書（様式3）を認可権者に届出すること。
 - ③ 埋め戻し土砂等の搬入を開始した場合には、開始後6ヶ月を経過する毎に、実績報告書（様式4）を認可権者に提出すること。なお期限は、6ヶ月経過後2週間以内とする。
 - ④ 埋め戻しが完了した場合は、完了届出書（様式5）を認可権者に届出すること。
なお、期限は完了後1ヶ月以内とする。

附 則

- 1 この基準は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行以前の埋め戻しについては、なお従前の例による。

岩石採取場埋め戻し計画書

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

標記のことについて、下記のとおり実施したいので関係書類を添えて届出ます。

記

1 採取場の所在地

2 採取場の面積 m^2

3 埋め戻しする土砂等の種類及び数量
種類：
数量： m^3

4 埋め戻し期間
自) 年 月 日
至) 年 月 日

5 埋戻し施工予定業者
所在地
名称
代表者氏名
連絡先

関 係 添 付 書 類 確 認 書

項 目	添付書類の内訳	添付の有 無	備 考
1 埋め戻し土砂	地質分析結果証明書等		
	土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真		
	土量計算書		
	埋土の確保状況を確認できる書類		残土証明書又は取引証明書
	埋土管理者の商業登記簿謄本写し		法人の場合のみ
2 埋め戻し方法	埋め戻しの方法の設計書及び図面		
	運搬委託契約書の写し		委託の場合のみ
	運搬経路図		道路地図にて指定
	使用重機の所有者が判明できる書類		納税領収書等
	重機の作業資格証の写し		
3 そ の 他	誓約書		埋土管理者・埋め戻し作業 者・運搬者（別紙様式2）
	地権者同意書の写し		
	農地一時転用許可書の写し		
	工作物完成（公用物原状回復）届出の写し		
	土地改良区の意見書の写し		

1 埋め戻しする土砂等の種類及び数量について

(1) 埋め戻しに必要な土量 _____ m³ (土量計算書のとおり)

(2) 土砂等の確保方法

土砂の発生箇所	発生工事種類	工事発注者	発生土量 (m ³)	発生土の土質 区分 (注1)	備考
〇〇新築工事		△△建設企業体		第 種発生土	
〇〇改良工事		△△建設企業体		同	

(注1) 土質区分については次の1から3のどの区分に該当するか判断し、番号を記載すること。

- 1 砂・礫及びこれらに準ずるもの (第1種建設発生土)
- 2 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの (第2種建設発生土)
- 3 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土)

※ 残土証明書は、取引証明書または契約書等を添付すること。

(3) 確保した土砂等の管理方法

管理事業者	名 称 : 所在地 :
管 理 場 所	名 称 : 所在地 :
管理責任者	氏 名 : 勤務先 : 連絡先 : 資 格 :
管 理 方 法	混入防止方法 : 地質分析検査 :

※ 地質分析結果証明書を添付すること

2 埋め戻し方法について

(1) 運搬車両及び運搬方法及び埋め戻し必要日数

運搬作業責任者	氏 名： 連絡先：
---------	--------------

車両の種類	積載量	ナンバー	車両の種類	積載量	ナンバー

※ 記載しきれない場合には、別葉にて作成すること。

運搬経路	1日平均運搬述べ台数		1台あたり 平均積載量	1日平均 積載量	必要日数
	自社車両	台 車			

(2) 埋め戻し現場作業

埋め戻し責任者	氏 名： 連絡先：
---------	--------------

機械名称	形式・出力	規 格・ バケット容量	台数	所有者

※ 現場作業に従事する者全てを記載すること。

(3) 作業時間 午前 時 分 から 午後 時 分まで

3 その他について

(1) 作業工程

経過月	工 程 項 目				
	設備設置	埋土搬入	埋戻し作業	整 地	工事完了

※ 記載しきれない場合には、別葉にて作成すること。

(2) 監督計画

監 督 区 分	監 督 内 容	監 督 実 施 方 法
埋 土 監 督	・埋土ストック場所における分別方法	
	・計画外土砂等の混入防止方法	
埋め戻 し監督	・運搬車輛の確認及び破損箇所の補修	
	・防護柵の現状確認及び差損箇所の補修	
	・終業後等における出入口の施錠等	
	・雨水・湧水の処理方法	
運 搬 監 督	・計画外埋土の運搬防止方法	
	・搬入に伴う道路の汚損等維持管理方法	
	・交通法規の厳守	

※ 監督実施方法は具体的に記載することとし、記載しきれない場合は別葉にて作成すること。

(様式 2)

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

誓 約 書

私は、採石法並びに関係法令等を遵守し、岩石採取場埋め戻し事業計画に定めるところに従い事業遂行することを誓います。

なお、災害事故等不測の事態が生じた場合は関係機関の指示に従うことはもとより、その他法令等違反、計画に反する行為を行った場合は、その責任の一切を弊社が負い、直ちに現状を改善することを誓約いたします。

(様式 3)

埋 め 戻 し 開 始 届

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

標記のことについて、次のとおり届け出ます。

1 埋 め 戻 し 期 間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 埋め戻し開始年月日

年 月 日

3 埋 め 戻 し の 場 所

4 開始前の跡地の状況

備考) 写真を添付すること。

(様式 4)

埋め戻し実績報告書

(年 月から 年 月 まで)

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

埋め戻し実績について、次のとおり提出します。

1 埋め戻し状況

(1) 埋め戻しに必要な土量 m^3

(2) 埋め戻した土量 m^3

(3) 進捗率 %

備考 1 地質分析結果証明書を添付すること。

2 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真を添付すること。

(様式 5)

埋 め 戻 し 完 了 届

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代 表 者 氏 名

標記のことについて、別紙のとおり届け出ます。

1 埋め戻し開始年月日 年 月 日

2 埋め戻し完了年月日 年 月 日

3 埋 め 戻 し の 場 所

4 開始前の完了の状況

備考 1 埋め戻し方法設計図書に基づいて適正に行なわれたことを示す、埋め戻し完了後の平面図、横断図、完成図を添付すること。

2 地質分析結果証明書を添付すること。

3 土壌調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真を添付すること。

4 完了写真を添付すること。